

令和3年3月18日  
教育委員会事務局総務課  
内線：4523

## 群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

群馬県公文書等の管理に関する条例の施行により、文書館における特定歴史公文書等の利用については、群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則により定めることとなるため、当該規則の施行にあわせ、群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正します。

### 1 規則の名称

群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

### 2 施行日

令和3年4月1日

### 3 主な改正内容

#### (1) 条例で使用している表現に統一

《例》第4条 「文書の閲覧」 → 「文書の利用」

#### (2) 簡便な利用方法の提供

群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則第19条の規定（簡便な方法による利用）に準じて、様式をこれまでの「許可申請書」から「申込書」に変更

《例》第10条 「文書複写許可申請書」 → 「文書複写等申込書」

第11条 「出版物等への掲載許可申請書」 → 「出版物等への掲載申込書」

#### (3) 押印廃止、その他文言整理等